

令和4年4月1日

保険局高齢者医療課

課長補佐 中江 遼太郎 (内線 3197)

企画法令係長 今井 孝彰 (内線 3154)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2090

報道関係者 各位

後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について、3月末までに各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定され、各広域連合より報告を受け、とりまとめましたのでお知らせします。

令和4・5年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額6,472円となる見込みです（令和2・3年度の6,358円から114円（1.8%）増加）。

- ・ 被保険者均等割額（年額）：47,777円（令和2・3年度46,987円）
（月額）：3,981円（令和2・3年度3,916円）
- ・ 所得割率：9.34%（令和2・3年度9.12%）
- ・ 平均保険料額（年額）：77,663円（令和2・3年度76,294円）
（月額）：6,472円（令和2・3年度6,358円）

後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率等

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）			年金収入別の保険料額の例（月額）	
	令和4・5年度		令和2・3年度		令和4・5年度（見込）		令和2・3年度	基礎年金受給者 （年金収入78万円）	厚生年金受給者 標準的な年金額 （年金収入186万円）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）	対令和2・3年度増減 （円 / ％）	保険料額 （円）	令和4・5年度 保険料額 （円）	令和4・5年度 保険料額 （円）
全国	47,777	9.34	46,987	9.12	6,472	+114 / +1.8	6,358	1,194	4,559
北海道	51,892	10.98	52,048	10.98	6,014	+19 / +0.3	5,995	1,292	5,175
青森県	44,400	8.80	44,400	8.30	4,267	+102 / +2.4	4,165	1,108	4,267
岩手県	40,900	7.36	38,000	7.36	4,269	+328 / +8.3	3,941	1,017	3,725
宮城県	44,640	8.62	42,240	7.97	5,687	+363 / +6.8	5,324	1,108	4,225
秋田県	44,310	8.27	43,100	8.38	4,097	+122 / +3.1	3,975	1,100	4,117
山形県	43,100	8.80	43,100	8.68	4,613	+78 / +1.7	4,535	1,078	4,216
福島県	44,300	8.48	43,300	8.23	4,922	+190 / +4.0	4,732	1,100	4,175
茨城県	46,000	8.50	46,000	8.50	5,842	+44 / +0.8	5,798	1,150	4,250
栃木県	43,200	8.54	43,200	8.54	5,352	-25 / -0.5	5,377	1,075	4,142
群馬県	45,700	8.89	43,600	8.60	5,499	+131 / +2.4	5,368	1,142	4,342
埼玉県	44,170	8.38	41,700	7.96	6,564	+304 / +4.9	6,260	1,100	4,142
千葉県	43,400	8.39	43,400	8.39	6,648	+15 / +0.2	6,633	1,083	4,108
東京都	46,400	9.49	44,100	8.72	8,737	+377 / +4.5	8,360	1,160	4,543
神奈川県	43,100	8.78	43,800	8.74	7,886	+28 / +0.4	7,858	1,078	4,210
新潟県	40,400	7.84	40,400	7.84	4,552	+78 / +1.7	4,474	1,008	3,833
富山県	46,800	8.82	46,800	8.82	5,684	-11 / -0.2	5,695	1,167	4,375
石川県	48,500	9.53	47,520	9.33	6,036	+136 / +2.3	5,900	1,213	4,642
福井県	49,700	9.70	47,800	8.90	6,230	+420 / +7.2	5,810	1,243	4,738
山梨県	40,980	8.30	40,490	7.86	5,109	+175 / +3.5	4,934	1,024	3,990
長野県	40,907	8.43	40,907	8.43	5,260	+33 / +0.6	5,227	1,017	4,017
岐阜県	46,023	8.90	44,411	8.55	5,840	+195 / +3.5	5,645	1,150	4,358
静岡県	42,500	8.29	42,100	8.07	5,897	+89 / +1.5	5,808	1,058	4,050
愛知県	49,398	9.57	48,765	9.64	7,593	-45 / -0.6	7,638	1,233	4,683
三重県	44,589	8.99	44,589	8.99	5,689	-64 / -1.1	5,753	1,115	4,330
滋賀県	46,160	8.70	45,512	8.70	6,168	+7 / +0.1	6,161	1,154	4,316
京都府	53,420	10.46	53,110	9.98	7,202	+201 / +2.9	7,001	1,336	5,102
大阪府	54,461	11.12	54,111	10.52	7,305	+19 / +0.3	7,286	1,362	5,327
兵庫県	50,147	10.28	51,371	10.49	6,960	-283 / -3.9	7,243	1,254	4,916
奈良県	50,500	9.93	48,100	9.41	7,096	+149 / +2.1	6,947	1,258	4,825
和歌山県	50,317	9.33	50,304	9.51	5,393	+17 / +0.3	5,376	1,258	4,662
鳥取県	47,436	9.10	42,480	8.07	5,097	+483 / +10.5	4,614	1,183	4,475
島根県	50,880	9.35	50,640	9.55	5,347	+82 / +1.6	5,265	1,272	4,691
岡山県	47,500	9.50	46,600	9.17	5,917	+127 / +2.2	5,790	1,183	4,592
広島県	45,840	8.67	46,451	8.84	6,198	-56 / -0.9	6,254	1,146	4,294
山口県	53,417	10.34	53,847	10.48	6,252	-110 / -1.7	6,362	1,335	5,069
徳島県	56,044	10.47	55,000	10.28	5,718	+135 / +2.4	5,583	1,401	5,214
香川県	50,800	9.80	49,800	9.78	6,326	+204 / +3.3	6,122	1,267	4,812
愛媛県	49,140	9.09	47,720	9.02	5,262	+215 / +4.3	5,047	1,229	4,547
高知県	55,500	10.50	54,316	10.49	5,729	+109 / +1.9	5,620	1,383	5,200
福岡県	56,435	10.54	55,687	10.77	6,811	+46 / +0.7	6,765	1,410	5,249
佐賀県	54,100	10.23	52,300	10.06	5,783	+204 / +3.7	5,579	1,350	5,058
長崎県	49,400	9.03	47,200	8.98	5,249	+295 / +6.0	4,954	1,233	4,542
熊本県	54,000	10.26	50,600	9.95	5,518	+302 / +5.8	5,216	1,350	5,067
大分県	53,600	10.32	47,000	9.06	5,257	+293 / +5.9	4,964	1,340	5,071
宮崎県	48,400	9.08	48,400	9.08	4,718	+70 / +1.5	4,648	1,210	4,514
鹿児島県	56,900	10.88	55,100	10.38	5,350	+242 / +4.7	5,108	1,417	5,358
沖縄県	48,440	8.88	48,440	8.88	6,346	+30 / +0.5	6,316	1,211	4,460

- 令和4・5年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料決定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 令和2・3年度の被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出。（令和3年度は速報値）
- 年金収入別保険料額の例（月額）については、単身世帯の保険料額である。
- 基礎年金受給者（年金収入78万円）については、均等割7割軽減に該当する。
- 厚生年金受給者の標準的な年金額（年金収入186万円）については、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）から老齢基礎年金（満額）1人分を引いて算出。均等割5割軽減に該当する。

(参考) 主な保険料変動要因

○ 後期高齢者負担率の変更

給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合(後期高齢者負担率)については、現役世代の人口の減少に伴う現役世代一人当たりの負担の増加分を後期高齢者と現役世代とで折半して負担するため、2年ごとに政令で定めることとしている。令和4・5年度は11.72%(令和2・3年度11.41%)である。

○ 一人当たり医療給付費の伸び

令和4・5年度被保険者一人当たり医療給付費の見込み(各広域連合の見込みによる全国平均)は年間約88.5万円であり、令和2・3年度(実績見込み)の年間約86.7万円から約1.9%増加する見込みである一方、令和2・3年度の保険料率改定時における見込み(年間約88.6万円)と比較すると、約0.1%減少している。

※ 各広域連合において、地域の実情を踏まえ、被保険者一人当たり医療給付費の伸び率の実績や診療報酬改定の影響などを基に算出している。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響、一定以上所得者の窓口負担割合の見直しに伴う影響及び令和4年度診療報酬改定により、給付費の伸びが抑えられている。

○ 剰余金の活用

令和2・3年度の保険料率改定時における一人当たり医療給付費の見込み(年間約88.6万円)ほど、実績が伸びなかった(年間約86.7万円)こと等により、各広域連合において剰余金が発生し、計2,878億円の剰余金を保険料増加抑制に活用することを見込んでいる。

○ 財政安定化基金からの交付

広域連合では、都道府県に設置されている財政安定化基金(国、都道府県及び広域連合(保険料)が3分の1ずつ拠出)から計62億円の交付を見込んでいる。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)附則第14条において、保険料増加抑制のため、財政安定化基金からの交付を認めている。